

## (1) 【生活環境の保全に関する環境基準】

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号・平成30年6月13日法律第50号改正現在）

分 析 項 目			料 金 (税抜価格)
1	水素イオン濃度	(pH)	—
2	生物化学的酸素要求量	(BOD)	—
3	化学的酸素要求量	(COD <sub>Mn</sub> )	—
4	浮遊物質量	(SS)	—
5	溶存酸素量	(DO)	—
6	大腸菌群数(計数法)		—
	〃 (最確数法)		—
7	全窒素(総和法)	(T-N)	—
	〃 (加圧分解法)	(T-N)	—
8	全磷	(T-P)	—
9	n-ヘキサン抽出物質		—
10	全亜鉛	(Zn)	—
11	ノニルフェノール		—
12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	(LAS)	—

水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号・平成31年3月20日環境省告示第46号改正現在)

[参考資料]

## 生活環境の保全に関する環境基準

### 1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的 の適用性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格21に定 める方法	付表9に掲 げる方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 若しくは光 学式センサ を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB発酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるようにまた最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。  
 なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道
  - 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産
  - 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
  - 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水
  - 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 (Zn)	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特B	生物A及び生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

- (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的 の適用性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
		8.5以下					
A	水道2,3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下	
		8.5以下					
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるも の	6.5以上	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以下	—	
		8.5以下					
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	—	
		8.5以下					
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法	
備考							
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     "    2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
     "    2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
     "    3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     "    2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適用性	基準値		該当水域
		全窒素 (T-N)	全 <sup>りん</sup> 燐 (T-P)	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水道1,2,3級(特殊なものを除く) 水産1級 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
Ⅳ	水産2級及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、 45.3、45.4又 は45.6(規格45 の備考3を除 く。2イにおい て同じ。)に定 める方法	規格46.3(規格 46の備考9を除 く。2イにおい て同じ。)に定 める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全 <sup>りん</sup> 燐の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 " 2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 (Zn)	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量 (DO)		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/l以上		第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/l以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l以上		
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法		X
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

## 2 海 域

ア

項目 類型	利用目的 の適用性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されない こと。	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の工 業用水及び水 産2級のうちノ リ養殖の利水 点における測 定方法はアル カリ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法	付表14に掲げ る方法	X
備考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/ℓ)} = 0.08 \times [ (b) - (a) ] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)  (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)  fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適用性	基準値		該当水域
		全窒素 (T-N)	全リン (T-P)	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定 める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
1 基準値は、年間平均とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
   "    2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
   "    3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度



ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 (Zn)	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩 (LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/l 以下	0.0007 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量 (DO)	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/l以上	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/l以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	X
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

## (2) 【人の健康の保護に関する環境基準】

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号・平成30年6月13日法律第50号改正現在）

分 析 項 目		基 準 値	料 金 (税抜価格)	
1	カドミウム	(Cd)	0.003 mg/ℓ以下	—
2	全シアン	(CN)	検出されないこと	—
3	鉛	(Pb)	0.01 mg/ℓ以下	—
4	六価クロム	(Cr <sup>6+</sup> )	0.05 mg/ℓ以下	—
5	砒素	(As)	0.01 mg/ℓ以下	—
6	総水銀	(T-Hg)	0.0005mg/ℓ以下	—
7	アルキル水銀	(R-Hg)	検出されないこと	—
8	PCB		検出されないこと	—
9	ジクロロメタン		0.02 mg/ℓ以下	—
10	四塩化炭素		0.002 mg/ℓ以下	—
11	1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/ℓ以下	—
12	1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下	—
13	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/ℓ以下	—
14	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/ℓ以下	—
15	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/ℓ以下	—
16	トリクロロエチレン		0.01 mg/ℓ以下	—
17	テトラクロロエチレン		0.01 mg/ℓ以下	—
18	1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/ℓ以下	—
19	ベンゼン		0.01 mg/ℓ以下	—
20	チウラム		0.006 mg/ℓ以下	—
21	シマジン		0.003 mg/ℓ以下	—
22	チオベンカルブ		0.02 mg/ℓ以下	—
23	セレン	(Se)	0.01 mg/ℓ以下	—
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/ℓ以下	—
25	ふっ素	(F)	0.8 mg/ℓ以下	—
26	ほう素	(B)	1 mg/ℓ以下	—
27	1,4-ジオキサン		0.05 mg/ℓ以下	—
合 計				—

基本1項目  
—  
追加1項目につき  
—  
11項目  
—

### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

[参考資料]

要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

（平成21年11月30日付け環境省環境管理局水・大気環境局長通知）

項 目		公共用水域	地下水	指 針 値	
1	クロロホルム	○	○	0.06 mg/l以下	
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	—	0.04 mg/l以下	
3	1, 2-ジクロロプロパン	○	○	0.06 mg/l以下	
4	p-ジクロロベンゼン	○	○	0.2 mg/l以下	
5	イソキサチオン	○	○	0.008 mg/l以下	
6	ダイアジノン	○	○	0.005 mg/l以下	
7	フェニトロチオン	(MEP)	○	○	0.003 mg/l以下
8	イソプロチオラン	○	○	0.04 mg/l以下	
9	オキシシン銅(有機銅)	○	○	0.04 mg/l以下	
10	クロロタロニル	(TPN)	○	○	0.05 mg/l以下
11	プロピザミド	○	○	0.008 mg/l以下	
12	EPN	○	○	0.006 mg/l以下	
13	ジクロロボス	(DDVP)	○	○	0.008 mg/l以下
14	フェノブカルブ	(BPMC)	○	○	0.03 mg/l以下
15	イプロベンホス	(IBP)	○	○	0.008 mg/l以下
16	クロルニトロフェン	(CNP)	○	○	—
17	トルエン	(toluene)	○	○	0.6 mg/l以下
18	キシレン	(xylene)	○	○	0.4 mg/l以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル		○	○	0.06 mg/l以下
20	ニッケル	(Ni)	○	○	—
21	モリブデン	(Mo)	○	○	0.07 mg/l以下
22	アンチモン	(Sb)	○	○	0.02 mg/l以下
23	塩化ビニルモノマー		○	—	0.002 mg/l以下
24	エピクロロヒドリン		○	○	0.0004 mg/l以下
25	全マンガン	(Mn)	○	○	0.2 mg/l以下
26	ウラン	(U)	○	○	0.002 mg/l以下

[参考資料]

## 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

（平成21年11月30日付け環境省環境管理局水・大気環境局長通知）

### 公共用水域

項 目	水 域	類 型	指 針 値
1 クロロホルム	淡水域	生物A	0.7 mg/l以下
		生物特A	0.006 mg/l以下
		生物B	3 mg/l以下
		生物特B	3 mg/l以下
	海水域	生物A	0.8 mg/l以下
		生物特A	0.8 mg/l以下
2 フェノール	淡水域	生物A	0.05 mg/l以下
		生物特A	0.01 mg/l以下
		生物B	0.08 mg/l以下
		生物特B	0.01 mg/l以下
	海水域	生物A	2 mg/l以下
		生物特A	0.2 mg/l以下
3 ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1 mg/l以下
		生物特A	1 mg/l以下
		生物B	1 mg/l以下
		生物特B	1 mg/l以下
	海水域	生物A	0.3 mg/l以下
		生物特A	0.03 mg/l以下
4 4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物A	0.001 mg/l以下
		生物特A	0.0007 mg/l以下
		生物B	0.004 mg/l以下
		生物特B	0.003 mg/l以下
	海水域	生物A	0.0009 mg/l以下
		生物特A	0.0004 mg/l以下
5 アニリン	淡水域	生物A	0.02 mg/l以下
		生物特A	0.02 mg/l以下
		生物B	0.02 mg/l以下
		生物特B	0.02 mg/l以下
	海水域	生物A	0.1 mg/l以下
		生物特A	0.1 mg/l以下
6 2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物A	0.03 mg/l以下
		生物特A	0.003 mg/l以下
		生物B	0.03 mg/l以下
		生物特B	0.02 mg/l以下
	海水域	生物A	0.02 mg/l以下
		生物特A	0.01 mg/l以下

別表1 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値

淡水域（河川及び湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (L A S)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.02 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05 mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.04 mg/l 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (L A S)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.01 mg/l 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006 mg/l 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

別表2 要監視項目の水域類型及び指針値

	水 域	類 型	指 針 値
4-t-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.001 mg/l以下
		生物特A	0.0007 mg/l以下
		生物B	0.004 mg/l以下
		生物特B	0.003 mg/l以下
	海水域	生物A	0.0009 mg/l以下
		生物特A	0.0004 mg/l以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.02 mg/l以下
		生物特A	0.02 mg/l以下
		生物B	0.02 mg/l以下
		生物特B	0.02 mg/l以下
	海水域	生物A	0.1 mg/l以下
		生物特A	0.1 mg/l以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.03 mg/l以下
		生物特A	0.003 mg/l以下
		生物B	0.03 mg/l以下
		生物特B	0.02 mg/l以下
	海水域	生物A	0.02 mg/l以下
		生物特A	0.01 mg/l以下

# [参考資料] 水産用水基準 (社) 日本水産資源保護協会、2018 年版)

## 基準値

### 1. 有機物(COD、BOD)

#### 1) 淡水域

##### (1) 河川

①自然繁殖の条件として、20℃5日間のBODは3mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は2mg/L以下であること。

②成育の条件としては、20℃5日間のBODは5mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。

##### (2) 湖沼

①自然繁殖の条件として、COD<sub>Mn</sub> (酸性法) は4mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は2mg/L以下であること。

②成育の条件として、COD<sub>Mn</sub>は5mg/L以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は3mg/L以下であること。

#### 2) 海域

一般の海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域における望ましいCOD<sub>OH</sub> (アルカリ性法) の基準値は一時保留とした。

### 2. 全窒素、全リン

#### 1) 湖沼

コイ、フナを対象とする場合	全窒素1.0mg/L以下 全リン0.1mg/L以下
ワカサギを対象とする場合	全窒素0.6mg/L以下 全リン0.05mg/L以下
サケ科、アユ科を対象とする場合	全窒素0.2mg/L以下 全リン0.01mg/L以下

#### 2) 海域

水産1種	全窒素0.3mg/L以下 (注) 全リン0.03mg/L以下 (注)
水産2種	全窒素0.6mg/L以下、0.3mg/Lを超える 全リン0.05mg/L以下、0.03mg/Lを超える
水産3種	全窒素1.0mg/L以下、0.6mg/Lを超える 全リン0.09mg/L以下、0.05mg/Lを超える

(注) 全窒素0.2mg/L以下・全リン0.02mg/L以下の海域は、生物生産が陸域からの栄養塩類供給に依存する閉鎖性内湾では、生物生産性の低い海域であり、水産利用よりも自然探訪等の利用を優先させる海域。

ノリ・ワカメなどの海藻の成育には、無機態の窒素・リンが栄養として必要である。このため、海藻養殖については、無機態の窒素・リン濃度を水産用水基準として示した。また、海藻の栄養取込速度は、当該海域の潮流流速も影響するので、最低限必要な栄養塩濃度に幅を持たせて記述した。

#### ノリ・ワカメ養殖に最低限必要な栄養塩濃度

ノリ養殖	無機態窒素0.07~0.1mg/L (約5~7 μmol/L) 無機態リン0.007~0.014mg/L (約0.23~0.45 μmol/L)
ワカメ養殖	無機態窒素0.028mg/L (約2 μmol/L)

### 3. 溶存酸素(DO)

- 1) 河川および湖沼では6mg/L以上。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は7mg/L以上であること。
  - 2) 海域では6mg/L以上であること。
- 内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は4.3mg/L(3mL/L)であること。

### 4. 水素イオン濃度(pH)

- 1) 河川および湖沼では6.7-7.5であること。
- 2) 海域では7.8-8.4であること。
- 3) 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと。

### 5. 懸濁物質(SS)

#### 1) 淡水域

##### (1) 河川

- ① 懸濁物質は25mg/L以下であること。ただし、人為的に加えられる懸濁物質は5mg/L以下であること。
- ② 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。
- ③ 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。

##### (2) 湖沼

- ① 貧栄養湖で、サケ・マス・アユなどの生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度は4.5m以上、懸濁物質は1.4mg/L以下であること。
- ② 温水性魚類の生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度は1.0m以上、懸濁物は3.0mg/L以下であること。

#### 2) 海域

- (1) 人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。
- (2) 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。

### 6. 着色

- 1) 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。
- 2) 忌避行動の原因とならないこと。



## 7. 水温

水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。

## 8. 大腸菌群

大腸菌群数(MPN)が100mLあたり1,000以下であること。ただし、生食用カキを飼育するためには100mLあたり70以下であること。

## 9. 油分

- 1) 水中には油分が検出されないこと。
- 2) 水面に油膜が認められないこと。

## 10. 有害物質

有害物質の基準値は、表1、表2、表3、表4および表5に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

## 11. 底質

- 1) 河川および湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。
- 2) 海域では乾泥としてCOD<sub>OH</sub>（アルカリ性法）は20mg/g乾泥以下、硫化物は0.2mg/g乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物0.1%以下であること。
- 3) 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
- 4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験（昭和48年2月17日環境庁告示第14号）により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産水用基準の基準値の10倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。
- 5) ダイオキシン類の濃度は150pgTEQ/gを下回ること。

### [備考]

- 1) 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。
- 2) 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 3) 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部(1999)、水質汚濁調査指針(1980)、沿岸環境調査マニュアル（底質・微生物編）(1990)、環境測定分析法注解(1985)）等を採用して差し支えない。

〔参考資料〕

水産用水基準 (社) 日本水産資源保護協会、2018 年版)

表1 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項 目		基準値〔mg/l〕	
		淡水域	海域
カドミウム	(Cd)	0.003	0.003
全シアン	(CN)	0.005	0.001
鉛	(Pb)	0.003	0.003
六価クロム	(Cr <sup>6+</sup> )	0.0002	0.01
砒素	(As)	0.01	0.01
総水銀	(T-Hg)	0.0002	0.0001
アルキル水銀	(R-Hg)	検出されないこと	0.001
ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン		0.02	0.02
四塩化炭素		0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン		0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン		0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン		0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.006
トリクロロエチレン		0.01	0.01
テトラクロロエチレン		0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.002
チウラム		0.006	—
シマジン		0.003	—
チオベンカルブ		0.001	0.02
ベンゼン		0.01	0.01
セレン	(Se)	0.002	0.01
硝酸態窒素	(NO <sub>3</sub> -N)	9	7
亜硝酸態窒素	(NO <sub>2</sub> -N)	0.03	0.06
ふっ素	(F)	0.8	1.4
ほう素	(B)	1	4.5

注：—は基準値が設定されていない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項 目		基準値〔mg/l〕	
		淡水域	海域
亜鉛	(Zn)	検出されないこと	検出されないこと

表5 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

項 目		基準値〔mg/l〕	
		淡水域	海域
アンモニア態窒素	(NH <sub>4</sub> -N)	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	(R-Cl)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	(H <sub>2</sub> S)	検出されないこと	検出されないこと
銅	(Cu)	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	(Al)	検出されないこと	0.1
鉄	(Fe)	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤		検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤		検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン		検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物		0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物		—	検出されないこと
フェノール類		0.008	0.2
ホルムアルデヒド		0.5	0.04

〔参考資料〕

水産用水基準 (社) 日本水産資源保護協会、2018 年版)

表3 要監視項目として定められている有害物質の基準値

項 目		基準値 [ mg/l ]	
		淡水域	海域
クロロホルム		0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン		0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン		0.1	0.07
イソキサチオン		0.008	0.008
ダイアジノン		検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン	(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イオプロチオラン		0.04	0.04
オキシシン銅		0.006	—
クロロタロニル	(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド		0.008	—
EPN		検出されないこと	検出されないこと
ジクロルボス	(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ	(BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス	(IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン	(CNP)	0.0009	0.08
トルエン		0.6	0.3
キシレン		0.4	—
フタル酸ジエチルヘキシル		0.001	0.06
ニッケル	(Ni)	0.004	0.007
モリブデン	(Mo)	0.07	0.07
アンチモン	(Sb)	0.008	0.4
マンガン	(Mn)	0.2	0.2

注：—は基準値が設定されていない。

表4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

項 目	基準値 [ pgTEQ/l ]	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

### (3) 【排水基準】

水質汚濁防止法昭和45年12月25日法律第138号（平成29年6月2日法律第45号改正現在）

#### (i) 有害物質

分 析 項 目			許 容 限 度	料 金 (税抜価格)	
1	カドミウム及びその化合物	(Cd)	0.03 mg/l	—	
2	シアン化合物	(CN)	1 mg/l	—	
3	有機リン化合物	(O-P)	1 mg/l	—	
4	鉛及びその化合物	(Pb)	0.1 mg/l	—	
5	六価クロム化合物	(Cr <sup>6+</sup> )	0.5 mg/l	—	
6	砒素及びその化合物	(As)	0.1 mg/l	—	
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(T-Hg)	0.005mg/l	—	
8	アルキル水銀化合物	(R-Hg)	検出されないこと	—	
9	ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	0.003mg/l	—	
10	トリクロロエチレン		0.1 mg/l	—	基本1項目 — 追加1項目につき — 11項目 —
11	テトラクロロエチレン		0.1 mg/l	—	
12	ジクロロメタン		0.2 mg/l	—	
13	四塩化炭素		0.02 mg/l	—	
14	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/l	—	
15	1,1-ジクロロエチレン		1.0 mg/l	—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/l	—	
17	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/l	—	
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/l	—	
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/l	—	
20	ベンゼン		0.1 mg/l	—	
21	チウラム		0.06 mg/l	—	
22	シマジン		0.03 mg/l	—	
23	チオベンカルブ		0.2 mg/l	—	
24	セレン及びその化合物	(Se)	0.1 mg/l	—	
25	ふっ素及びその化合物	(F)	8 mg/l	—	
			海域に排出されるものは 15 mg/l		
26	ほう素及びその化合物	(B)	10 mg/l	—	
			海域に排出されるものは 230 mg/l		
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100 mg/l	—	
28	1,4-ジオキサン		0.5 mg/l	—	
合 計				—	

## (ii) その他の項目

分 析 項 目			許 容 限 度 ( ) 内日間平均	料 金 (税抜価格)
1	水素イオン濃度(水素指数)	(pH)	5.8以上8.6以下 海域に排出されるものは 5.0以上9.0以下	—
2	生物化学的酸素要求量	(BOD)	160(120)mg/ℓ	—
3	化学的酸素要求量	(COD)	160(120)mg/ℓ	—
4	浮遊物質	(SS)	200(150)mg/ℓ	—
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(鉱油類含有量)	5mg/ℓ	—
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ	—
7	フェノール類含有量		5mg/ℓ	—
8	銅含有量	(Cu)	3mg/ℓ	—
9	亜鉛含有量	(Zn)	2mg/ℓ	—
10	溶解性鉄含有量	(S-Fe)	10mg/ℓ	—
11	溶解性マンガン含有量	(S-Mn)	10mg/ℓ	—
12	クロム含有量	(Cr)	2mg/ℓ	—
13	大腸菌群数		(3000)個/cm <sup>3</sup>	—
14	窒素含有量(総和法)(規格45.1)	(N)	120(60)mg/ℓ	—
	窒素含有量	(N)	120(60)mg/ℓ	—
15	燐含有量	(P)	16(8)mg/ℓ	—

## (iii) ダイオキシン類

ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	—
---------	--------------	---

※ ダイオキシン類対策特別措置法

#### (4) 【下水の水質】

下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号・平成29年9月1日政令第232号改正現在）

		分 析 項 目	基 準 値	料 金 (税抜価格)		
宇 部 市 条 例 で 定 め る 基 準	1	温度	45℃未満	—		
	2	水素イオン濃度 (pH)	5～9	—		
	3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/l	—		
	4	浮遊物質量 (SS)	600 mg/l	—		
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油)	5 mg/l	—		
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油)	30 mg/l	—		
	7	窒素含有量(総和法)(規格45.1)	(N)	240 mg/l	—	
		窒素含有量	(N)	240 mg/l	—	
	8	燐含有量 (P)	32 mg/l	—		
9	沃素消費量	220 mg/l	—			
政 令 の 基 準	1	カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.03 mg/l	—		
	2	シアン化合物 (CN)	1 mg/l	—		
	3	有機燐化合物	1 mg/l	—		
	4	鉛及びその化合物 (Pb)	0.1 mg/l	—		
	5	六価クロム化合物 (Cr <sup>6+</sup> )	0.5 mg/l	—		
	6	砒素及びその化合物 (As)	0.1 mg/l	—		
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg)	0.005 mg/l	—		
	8	アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと	—		
	9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/l	—		
	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l	—	基本1項目 — 追加1項目につき — 11項目 —	
	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	—		
	12	ジクロロメタン	0.2 mg/l	—		
	13	四塩化炭素	0.02 mg/l	—		
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l	—		
	15	1,1-ジクロロエチレン	1.0 mg/l	—		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l	—		
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l	—		
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l	—		
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l	—		
	20	ベンゼン	0.1 mg/l	—		
	21	チウラム	0.06 mg/l	—		
	22	シマジン	0.03 mg/l	—		
	23	チオベンカルブ	0.2 mg/l	—		
	24	セレン及びその化合物 (Se)	0.1 mg/l	—		
	25	ほう素及びその化合物(B)	下水道の放流先が河川の場合	10 mg/l	—	
			下水道の放流先が海域の場合	230 mg/l	—	
	26	ふっ素及びその化合物(F)	下水道の放流先が河川の場合	8 mg/l	—	
			下水道の放流先が海域の場合	15 mg/l	—	
	27	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l	—		
	28	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/l	—		
	29	フェノール類含有量	5 mg/l	—		
	30	銅及びその化合物 (Cu)	3 mg/l	—		
	31	亜鉛及びその化合物 (Zn)	2 mg/l	—		
	32	鉄及びその化合物(溶解性) (S-Fe)	10 mg/l	—		
	33	マンガン及びその化合物(溶解性) (S-Mn)	10 mg/l	—		
34	クロム及びその化合物 (Cr)	2 mg/l	—			
35	ダイオキシン類	10 pg/l	—			
ダイオキシン類を除く合計				—		

下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号  
・令和元年9月20日国土交通省令・環境省令第2号改正現在）

**(5) 【栄養塩類】**

分 析 項 目			料 金 (税抜価格)
1	全窒素(総和法)(規格45.1)	(T-N)	—
	全窒素	(T-N)	—
2	有機体窒素	(O-N)	—
3	亜硝酸イオン	(NO <sup>2-</sup> )	—
4	硝酸イオン	(NO <sup>3-</sup> )	—
5	アンモニウムイオン	(NH <sup>4+</sup> )	—
6	全燐	(T-P)	—
7	リン酸イオン	(PO <sup>4<sup>3-</sup></sup> )	—

**(6) 【一般金属等】**

分 析 項 目			料 金 (税抜価格)
1	アルミニウム	(Al)	—
2	アンチモン	(Sb)	—
3	カリウム	(K)	—
4	カルシウム	(Ca)	—
5	銀	(Ag)	—
6	全クロム	(T-Cr)	—
7	コバルト	(Co)	—
8	スズ	(Sn)	—
9	全鉄	(T-Fe)	—
10	溶解性鉄	(S-Fe)	—
11	ナトリウム	(Na)	—
12	リチウム	(Li)	—
13	ストロンチウム	(Sr)	—
14	ニッケル	(Ni)	—
15	バナジウム	(V)	—
16	バリウム	(Ba)	—
17	ベリリウム	(Be)	—
18	マグネシウム	(Mg)	—
19	チタン	(Ti)	—
20	ジルコニウム	(Zr)	—
21	全マンガン	(T-Mn)	—
22	溶解性マンガン	(S-Mn)	—
23	モリブデン	(Mo)	—
24	イオン状シリカ	(S-SiO <sub>2</sub> )	—
25	溶存及びコロイド状シリカ	(D-SiO <sub>2</sub> )	—
26	全シリカ	(T-SiO <sub>2</sub> )	—

(7) 【一般・物理化学測定】

分 析 項 目		料 金 (税抜価格)
1	臭気	—
2	濁度	(Turb) —
3	透視度	(TR) —
4	色度	(Col) —
5	電気伝導率	(EC) —
6	懸濁物質	(SS) —
7	全蒸発残留物	(TS) —
8	強熱残留物	(IL) —
9	水分・含水率	(H2O) —
10	単位体積重量(密度,比重)	(D) —
11	酸化還元電位	(ORP) —

(8) 【有機化合物】

分 析 項 目		料 金 (税抜価格)	
1	クロロホルム	—	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	
3	1,2-ジクロロプロペン	—	
4	p-ジクロロベンゼン	—	
5	トルエン	—	
6	キシレン	—	
7	ジクロロボス	(DDVP) —	
8	フェノブカルブ	(BPMC) —	
9	イプロベンホス	(IBP) —	
10	クロルニトロフェン	(CNP) —	
11	ぎ酸	—	
12	ホルムアルデヒド	—	
13	有機スズ	トリブチルスズ	—
		トリフェニルスズ	
14	フタル酸エステル(3種類)	フタル酸ジオクチル	—
		フタル酸ジブチル	
		フタル酸ジヘプチル	



## (9) 【その他の項目】

分 析 項 目			料 金 (税抜価格)
1	全有機体炭素(高感度白金触媒使用)	(純水、超純水中のTOC)	—
2	全有機体炭素	(水中のTOC)	—
3	溶存有機炭素	(DOC)	—
4	化学的酸素要求量	(COD <sub>Cr</sub> )	—
5	大腸菌群数	(メンブランフィルター法)	—
6	レジオネラ属菌		—
7	ほう素	(B)	—
8	塩化物イオン	(Cl <sup>-</sup> )	—
9	塩素量(塩分)	(サリノメーター法)	—
10	硫酸イオン	(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	—
11	亜硫酸イオン	(SO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	—
12	硫化物イオン	(S <sup>2-</sup> )	—
13	炭酸イオン	(CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	—
14	炭酸水素イオン	(HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	—
15	陰イオン界面活性剤	(吸光光度法)	—
16	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(スルホン酸型陰イオン界面活性剤)	(ABS)	—
17	活性汚泥浮遊物質量	(MLSS)	—
18	活性汚泥有機性浮遊物質量	(MLVSS)	—
19	活性汚泥溶存酸素	(MLDO)	—
20	タール分		—
21	酸消費量(アルカリ度)		—
22	アルカリ消費量(酸度)		—
23	全硬度		—
24	カルシウム硬度		—
25	残留塩素		—
26	クロロフィルa(b,c)		—
27	フェオフィチンa		—
28	O-157(遺伝子法によるスクリーニング判定(陰性判定の場合))		—
※陽性判定で分離培養法に進む場合は、実施する検査項目の料金が別途必要となります。			

## (10) 【水道全項目】

水道法（昭和32年法律第177号・平成30年12月12日法律第92号改正現在）

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号 令和2年3月25日厚生労働省令第38号改正現在）

分析項目		基準値	料 金 (税抜価格)	分析項目		基準値	料 金 (税抜価格)
1	一般細菌	100 個/ml	—	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l	—
2	大腸菌	検出 されないこと	—	28	トリクロ酢酸	0.03 mg/l	—
3	カドミウム 及びその化合物	0.003 mg/l	—	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	—
4	水銀 及びその化合物	0.0005 mg/l	—	30	ブロモホルム	0.09 mg/l	—
5	セレン 及びその化合物	0.01 mg/l	—	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	—
6	鉛 及びその化合物	0.01 mg/l	—	32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l	—
7	ヒ素 及びその化合物	0.01 mg/l	—	33	アルミニウム 及びその化合物	0.2 mg/l	—
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l	—	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l	—
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	—	35	銅及びその化合物	1 mg/l	—
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	0.01 mg/l	—	36	ナトリウム 及びその化合物	200 mg/l	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素	10 mg/l	—	37	マンガン 及びその化合物	0.05 mg/l	—
12	フッ素 及びその化合物	0.8 mg/l	—	38	塩化物イオン	200 mg/l	—
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l	—	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l	—
14	四塩化炭素	0.002 mg/l	—	40	蒸発残留物	500 mg/l	—
15	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/l	—	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	—	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l	—
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l	—	43	2-メチル イソボルネオール	0.00001 mg/l	—
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	—	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	—
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l	—	45	フェノール類	0.005 mg/l	—
20	ベンゼン	0.01 mg/l	—	46	有機物(TOC)	3 mg/l	—
21	塩素酸	0.6 mg/l	—	47	pH値	5.8~8.6	—
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l	—	48	味	異常でないこと	—
23	クロロホルム	0.06 mg/l	—	49	臭気	異常でないこと	—
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	—	50	色度	5度以下	—
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	—	51	濁度	2度以下	—
26	臭素酸	0.01 mg/l	—				
水道全項目試験（51項目）						税抜セット価格	—
原水（消毒副生成物省略40項目）		(項目番号 21~31省略)				税抜セット価格	—
省略項目試験（13項目）		(項目番号 1,2,9,11,34,38,39,46,47,48,49,50,51)				税抜セット価格	—
省略項目試験（11項目）		(項目番号 1,2,9,11,38,46,47,48,49,50,51)				税抜セット価格	—

### (11) 【特定建築物における水質検査項目】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日厚生省令第2号・令和元年6月28日厚生労働省令第20号改正現在）

分 析 項 目		基準値	料 金 (税抜価格)	備 考
1	一般細菌	100 個/ml	—	6ヶ月に1回の定期検査  注) ※印がついている項目については、水質検査に適合していれば、その次の回の水質検査において省略しても差し支えない。
2	大腸菌	検出されないこと	—	
3	亜硝酸態窒素	(NO <sub>2</sub> -N) 0.04 mg/l	—	
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	—	
5	塩化物イオン	(Cl <sup>-</sup> ) 200 mg/l	—	
6	有機物(全有機炭素の量)	(TOC) 3 mg/l	—	
7	pH値	5.8～8.6	—	
8	味	異常でないこと	—	
9	臭気	異常でないこと	—	
10	色度	5度以下	—	
11	濁度	2度以下	—	
12	※ 鉛及びその化合物	(Pb) 0.01 mg/l	—	
13	※ 亜鉛及びその化合物	(Zn) 1 mg/l	—	
14	※ 鉄及びその化合物	(Fe) 0.3 mg/l	—	
15	※ 銅及びその化合物	(Cu) 1 mg/l	—	
16	※ 蒸発残留物	500 mg/l	—	
11項目(1～11) ￥ — (税抜セット価格)			16項目(1～16) ￥ — (税抜セット価格)	
1	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	—	1年に1回の定期検査  注) 毎年6/1～9/30の間に1回定期に検査を行う。
2	塩素酸	0.6 mg/l	—	
3	クロロ酢酸	0.02 mg/l	—	
4	クロロホルム	0.06 mg/l	—	
5	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	—	
6	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l	—	
7	臭素酸	0.01 mg/l	—	
8	総トリハロメタン	0.1 mg/l	—	
9	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	—	
10	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l	—	
11	ブromホルム	0.09 mg/l	—	
12	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	—	
12項目 ￥ — (税抜セット価格)				

(12) 【飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査項目】（厚生労働省）

分 析 項 目		基 準 値	料 金 (税抜価格)	備 考
1	一般細菌	100 個/ml	—	定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲料水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあっては1年以内ごとに1回行うものとするが、これ以外のものにあっても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。
2	大腸菌	検出されないこと	—	
3	亜硝酸態窒素	(NO <sub>2</sub> -N) 0.04 mg/l	—	
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	—	
5	塩化物イオン	(Cl <sup>-</sup> ) 200 mg/l	—	
6	有機物(全有機炭素の量)	(TOC) 3 mg/l	—	
7	pH値	5.8～8.6	—	
8	味	異常でないこと	—	
9	臭気	異常でないこと	—	
10	色度	5度以下	—	
11	濁度	2度以下	—	
12	※トリクロロエチレン等の項目			
※その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査				

対象施設は次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象:水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象:特定建築物）等の適用を受けないもの「飲用井戸等」とする。

- 1 一般飲用井戸  
個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- 2 業務用飲用井戸  
官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- 3 小規模受水槽水道  
水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設

## 【飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査項目】（山口県）

分 析 項 目		基準値	料 金 (税抜価格)	備 考
1	臭気	異常でないこと	—	1年に1回程度の定期検査
2	味	異常でないこと	—	
3	色度	5度以下	—	
4	濁度	2度以下	—	
5	pH値	5.8～8.6	—	
6	亜硝酸態窒素	(NO <sub>2</sub> -N) 0.04 mg/ℓ	—	
7	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ	—	
8	塩化物イオン	(Cl <sup>-</sup> ) 200 mg/ℓ	—	
9	有機物(全有機炭素の量)	(TOC) 3 mg/ℓ	—	
10	カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/ℓ	—	
11	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ	—	
12	一般細菌	100 個/ml	—	
13	大腸菌	検出されないこと	—	

### 検査の種類と実施頻度

検査の種類	実施頻度	項目
定期検査	1年に1回程度	一般項目(13項目) 外観など、外部からの汚染の指標となるものなど
使用開始前検査	井戸を使い始める前	水道法に定める水質基準項目(51項目) 地下水は外部からの汚染だけでなく、地質等に由来する物質を含んでいることもあります。
臨時検査	必要に応じて	外部からの汚染の恐れがある場合等で必要な項目について実施

(13) 【食品衛生法の規定に基づく水質検査項目】

分 析 項 目	基準値	料 金 (税抜価格)	A 項目		B 項目						
					業種 I			業種 II			
			27項目	26項目	13項目	12項目	11項目	13項目	12項目	11項目	
1	一般細菌	100 個/ml	—	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌群	検出されないこと	—	○	○	○	○	○			
	大腸菌	検出されないこと	—						○	○	○
3	カドミウム 及びその化合物	(Cd) 0.003 mg/l	—	○	○						
4	水銀 及びその化合物	(Hg) 0.0005 mg/l	—	○	○						
5	鉛 及びその化合物	(Pb) 0.01 mg/l	—	○	○						
6	ヒ素 及びその化合物	(As) 0.01 mg/l	—	○	○						
7	六価クロム化合物	(Cr <sup>6+</sup> ) 0.02 mg/l	—	○	○						
8	亜硝酸態窒素	(NO <sub>2</sub> -N) 0.04 mg/l	—	○		○			○		
9	シアン化物イオン 及び塩化シアン	(CN) 0.01 mg/l	—	○	○						
10	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 mg/l	—	○	○	○	○	○	○	○	○
11	フッ素 及びその化合物	(F) 0.8 mg/l	—	○	○						
12	有機リン	(O-P) 0.1 mg/l	—	○	○						
13	亜鉛 及びその化合物	(Zn) 1 mg/l	—	○	○						
14	鉄 及びその化合物	(Fe) 0.3 mg/l	—	○	○	○	○	○	○	○	○
15	銅 及びその化合物	(Cu) 1 mg/l	—	○	○						
16	マンガン 及びその化合物	(Mn) 0.05 mg/l	—	○	○						
17	塩化物イオン	(Cl <sup>-</sup> ) 200 mg/l	—	○	○	○	○	○	○	○	○
18	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l	—	○	○	○	○		○	○	
19	蒸発残留物	500 mg/l	—	○	○						
20	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	—	○	○						
21	フェノール類	0.005 mg/l	—	○	○						
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/l	—	○	○	○	○	○			
	有機物 (全有機炭素の量)	(TOC) 3 mg/l	—						○	○	○
23	pH値	5.8～8.6	—	○	○	○	○	○	○	○	○
24	味	異常でないこと	—	○	○	○	○	○	○	○	○
25	臭気	異常でないこと	—	○	○	○	○	○	○	○	○
26	色度	5度以下	—	○	○	○	○	○	○	○	○
27	濁度	2度以下	—	○	○	○	○	○	○	○	○
合 計				—	—	—	—	—	—	—	—

※A項目、B項目の内容については次ページ参照

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例に規定する「保健所若しくは規則で定める機関が飲用に適すると認めた水」の検査（山口県・下関市）

区分		業種	業種Ⅰ	業種Ⅱ
※1 水道水以外 の水	新規に営業を開始する場合		A項目検査	B項目検査
	水源を変更する場合 (既存水源であっても、新たに営業に使用する場合を含む。)		A項目検査	B項目検査
	食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例に規定する定期検査の場合		B項目検査	
る由て水 水し貯道 て水水 供槽で 給をあ す経つ	新規に営業を開始する場合		B項目検査	
	食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例に規定する定期検査の場合		B項目検査	

※1 水道水とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項、同条第6項及び同条第7項に規定する水道により供給される水をいう（以下同じ）。

※2 業種Ⅰ及びⅡの内容

業種Ⅰ：アイスクリーム類製造業（ソフトクリーム製造を除く）、乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、豆腐製造業

業種Ⅱ：上記以外の業種

※3 検査項目

A項目	B項目
一般細菌	一般細菌
大腸菌群	大腸菌（大腸菌群※5）
カドミウム及びその化合物	亜硝酸態窒素（下関市は項目無し）
水銀及びその化合物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
鉛及びその化合物	鉄及びその化合物
ヒ素及びその化合物	塩化物イオン
六価クロム化合物	カルシウム、マグネシウム等（硬度）※4
亜硝酸態窒素	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
シアン化物イオン及び塩化シアン	（有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）※6）
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	pH値
フッ素及びその化合物	味
有機リン	臭気
亜鉛及びその化合物	色度
鉄及びその化合物	濁度
銅及びその化合物	その他（下関市についてはその他の記載があるが、通常の場合検査は求めている）
マンガン及びその化合物	
塩化物イオン	
カルシウム、マグネシウム等（硬度）※4	
蒸発残留物	
陰イオン界面活性剤	
フェノール類	
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	
pH値	
味	
臭気	
色度	
濁度	
その他（下関市についてはその他の記載があるが、通常の場合検査は求めている）	

※4 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号以下「ビル管法」という。）に基づく特定建築物において営業許可申請を行う際には、ビル管法第4条第1項に基づく建築物衛生管理基準を満たす場合、本通知で定めるカルシウム、マグネシウム等（硬度）の検査を要しないこととする。（下関市は規定無し）

※5 業種Ⅰの検査項目は、大腸菌群とする。

※6 業種Ⅰの検査項目は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）とする。

※7 大腸菌群、有機リン及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の基準及び検査方法は、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の第1食品の部D 各条の項の○ 清涼飲料水の2の（1）の2.の表による。その他の項目の基準及び検査方法は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）及び水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）による。

※8 地域によって特に検査が必要と思われる場合には、マンガン、ヒ素等の項目を追加すること。

## (14) 【地下水の水質】

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号・平成31年3月20日環境省告示第54号改正現在）

分 析 項 目		基 準 値	料 金 (税抜価格)	
1	カドミウム	(Cd)	0.003 mg/l	—
2	全シアン	(CN)	検出されないこと	—
3	鉛	(Pb)	0.01 mg/l	—
4	六価クロム	(Cr <sup>6+</sup> )	0.05 mg/l	—
5	砒素	(As)	0.01 mg/l	—
6	総水銀	(T-Hg)	0.0005 mg/l	—
7	アルキル水銀	(R-Hg)	検出されないこと	—
8	ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	検出されないこと	—
9	ジクロロメタン		0.02 mg/l	—
10	四塩化炭素		0.002 mg/l	—
11	クロロエチレン		0.002 mg/l	—
12	1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/l	—
13	1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/l	—
14	1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l	—
15	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l	—
16	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/l	—
17	トリクロロエチレン		0.01 mg/l	—
18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/l	—
19	1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/l	—
20	ベンゼン		0.01 mg/l	—
21	チウラム		0.006 mg/l	—
22	シマジン		0.003 mg/l	—
23	チオベンカルブ		0.02 mg/l	—
24	セレン	(Se)	0.01 mg/l	—
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/l	—
26	ふっ素	(F)	0.8 mg/l	—
27	ほう素	(B)	1 mg/l	—
28	1,4-ジオキサン		0.05 mg/l	—
合 計				—

### 備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されない」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。



## (15) 【水浴場水質判定基準】

1. 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は 3mg/ℓ以下)	全透(または 1m以上)
	水質A 100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は 3mg/ℓ以下)	全透(または 1m以上)
可	水質B 400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
	水質C 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mlを 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満*
分析料金 (税抜価格)	—	—	—	—

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。

透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

(1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

## (16) 【遊泳用プールの衛生基準】

水 質 基 準		料 金 (税抜価格)
(1)	水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。	—
(2)	濁度は、2度以下であること。	—
(3)	過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/ℓ以下であること。	—
(4)	遊離残留塩素濃度は、0.4mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましいこと。	—
(5)	塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/ℓ以上0.4mg/ℓ以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/ℓ以下であること。	—
(6)	大腸菌は、検出されないこと。	—
(7)	一般細菌は、200CFU/ml以下であること。	—
(8)	総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/ℓ以下が望ましいこと。	—

## (17) 【公衆浴場における水質基準等に関する指針】

原水、原湯、上り用湯、上り用水及び浴槽水の水質基準

- (1) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (2) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (3) 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (4) 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (5) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

原水、原湯、上り用湯、上り用水は、1年に1回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。）、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

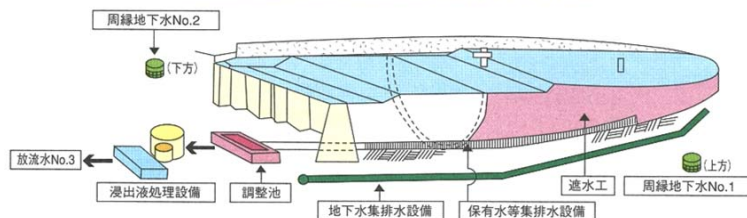
水 質 基 準		料 金 (税抜価格)
	原湯、原水、上り用湯、上り用水	浴槽水
ア	色度は、5度以下であること。	—
イ	濁度は、2度以下であること。	濁度は、5度以下であること。
ウ	水素イオン濃度は、pH値5.8～8.6であること。	—
エ	過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。	過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/ℓ以下であること。
オ	大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿（かん）菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は50ml中に検出されないこと。	大腸菌群数は、1個/ml以下であること。
カ	レジオネラ属菌は10CFU/100ml未満であること。	レジオネラ属菌は10CFU/100ml未満であること。

(18) 【最終処分場における水質検査 1】

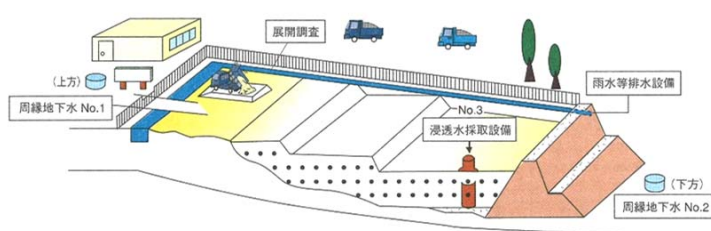
分析項目		基準	周縁地下水 (管理型・安定型)	浸透水 (安定型)	料 金 (税抜価格)
1	電気伝導率		○	/	—
2	塩化物イオン濃度 (Cl <sup>-</sup> )	埋立開始前検査は両方実施、埋立開始後はどちらか1つを毎月1回以上実施。 (ただし、周辺の地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオン濃度を用いることが適当でない場合不要。) 注1			—
1	カドミウム (Cd)	0.003 mg/l	○	○	—
2	全シアン (CN)	検出されないこと	○	○	—
3	鉛 (Pb)	0.01 mg/l	○	○	—
4	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.05 mg/l	○	○	—
5	砒素 (As)	0.01 mg/l	○	○	—
6	総水銀 (T-Hg)	0.0005 mg/l	○	○	—
7	アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	○	○	—
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	○	○	—
9	ジクロロメタン	0.02 mg/l	○	○	—
10	四塩化炭素	0.002 mg/l	○	○	—
11	クロロエチレン	0.002 mg/l	○	○	—
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	○	○	—
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	○	○	—
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	○	○	—
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l	○	○	—
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l	○	○	—
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/l	○	○	—
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	○	○	—
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l	○	○	—
20	ベンゼン	0.01 mg/l	○	○	—
21	チウラム	0.006 mg/l	○	○	—
22	シマジン	0.003 mg/l	○	○	—
23	チオベンカルブ	0.02 mg/l	○	○	—
24	セレン (Se)	0.01 mg/l	○	○	—
25	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	○	○	—
26	ダイオキシン類 <sup>注2</sup>	1 pg/l	○	○	—

基本1項目  
—  
追加1項目につき  
—  
12項目  
—

管理型産業廃棄物最終処分場の構造



安定型産業廃棄物最終処分場の構造



(19) 【最終処分場における水質検査 2】

分析項目		放流水(管理型)	料 金 (税抜価格)	
1	カドミウム及びその化合物	(Cd)	0.03 mg/l	—
2	シアン化合物	(CN)	1 mg/l	—
3	有機リン化合物	(O-P)	1 mg/l	—
4	鉛及びその化合物	(Pb)	0.1 mg/l	—
5	六価クロム化合物	(Cr <sup>6+</sup> )	0.5 mg/l	—
6	砒素及びその化合物	(As)	0.1 mg/l	—
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(T-Hg)	0.005 mg/l	—
8	アルキル水銀化合物	(R-Hg)	検出されないこと	—
9	ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	0.003 mg/l	—
10	トリクロロエチレン		0.1 mg/l	—
11	テトラクロロエチレン		0.1 mg/l	—
12	ジクロロメタン		0.2 mg/l	—
13	四塩化炭素		0.02 mg/l	—
14	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/l	—
15	1,1-ジクロロエチレン		1 mg/l	—
16	1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/l	—
17	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/l	—
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/l	—
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/l	—
20	ベンゼン		0.1 mg/l	—
21	チウラム		0.06 mg/l	—
22	シマジン		0.03 mg/l	—
23	チオベンカルブ		0.2 mg/l	—
24	セレン及びその化合物	(Se)	0.1 mg/l	—
25	1,4-ジオキサン		0.5 mg/l	—
26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200 mg/l	—
27	ふっ素	(F)	15 mg/l	—
28	ぼう素	(B)	50 mg/l 海域に排出されるものは 230 mg/l	—
29	水素イオン濃度	(pH)	5.8~8.6 海域に排出されるものは 5.0~9.0	—
30	生物学的酸素要求量 <sup>*2</sup>	(BOD)	60 mg/l	—
31	化学的酸素要求量 <sup>*2</sup>	(COD)	90 mg/l	—
32	浮遊物質	(SS)	60 mg/l	—
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(鉱油類含有量)	5 mg/l	—
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(動植物油脂類含有量)	30 mg/l	—
35	フェノール類含有量		5 mg/l	—
36	銅含有量	(Cu)	3 mg/l	—
37	亜鉛含有量	(Zn)	2 mg/l	—
38	溶解性鉄含有量	(S-Fe)	10 mg/l	—
39	溶解性マンガン含有量	(S-Mn)	10 mg/l	—
40	クロム含有量	(Cr)	2 mg/l	—
41	大腸菌群数		3000 個/cm <sup>3</sup>	—
42	窒素含有量 <sup>*2</sup>	(N)	120(60) mg/l	—
43	リン含有量 <sup>*2</sup>	(P)	16(8) mg/l	—
44	ダイオキシン類 <sup>注2</sup>		10 pg/l	—

## (20) 【最終処分場における水質検査 3】

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

### ◎検査頻度

#### 地下水等検査

- ・埋立開始前検査:1回
- ・埋立開始後検査:1年に1回以上

(ただし、電気伝導率及び塩化物イオン濃度(CI<sup>-</sup>)測定を実施しない最終処分場は6月に1回実施)

#### 浸透水検査:1年に1回以上

○周縁地下水等の検査項目については、埋立廃棄物の種類及び浸透水の水質に照らして地下水の汚染の生ずる恐れのないことが明らかなものは省略可能である。<sup>注3</sup>  
(放流水、浸透水の検査項目は省略できない。)

#### 放流水、浸透水検査:1年に1回以上

放流水の水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(S S)及び窒素含有量(N):1月に1回以上

(埋立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれのないことが明らかな項目については一年に1回以上)

#### ダイオキシン類

##### 周縁地下水調査

- 埋立開始前:1回
- 埋立開始後:1年に1回以上(非汚染物質の場合は省略可)
- 放流水検査:1年に1回以上

#### 注1 地下水汚染指標としての塩化物イオン・電気伝導度

地下水のモニタリングのための水質項目としては、基礎地盤で吸着・分解を受けない(あるいは受け難い)物質が最適であり、漏洩指標項目としてCI<sup>-</sup>(CI<sup>-</sup>の代替としての電気伝導度)が有用である。廃棄物には塩化物を含有している場合が多いが、このCI<sup>-</sup>又は電気伝導度は海面埋立や海に隣接した埋立地においては、元々地下水自身が高い値を示すため、漏洩指標として用いることができない。(CI<sup>-</sup>は塩素イオンのことである。)

#### 注2 地下水等欄のダイオキシン類の数値は地下水環境基準値で、放流水の数値は排水基準値である。

#### 注3 検査を省略できる場合は、埋立てる廃棄物の種類、廃棄物の保有水及び雨水等の集排水設備により集められた保有水並びに浸透水の水質に照らして汚染が生ずることが明らかな場合に限る。

※1 放流水のBOD・CODについては、指定水域によりBOD又はCODのどちらか実施。

※2 放流水の窒素含有量(N)・リン含有量(P)については、瀬戸内海等への指定水域に流入する公共用水域へ放流する場合のみ実施。

## (21) 【農業用水基準】

農業(水稻)用水基準・水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安

分 析 項 目			農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)	水稻の生育に対する 水質汚濁の許容濃度の目安 (平成2年3月千葉県農業試 験場)	料 金 (税抜価格)
1	水素イオン濃度	(pH)	6.0～7.5	6.0～7.5	—
2	化学的酸素要求量	(COD)	6 mg/ℓ以下	8 mg/ℓ以下	—
3	生物化学的酸素要求量	(BOD)	—	8 mg/ℓ以下	—
4	浮遊物質	(SS)	100 mg/ℓ以下	—	—
5	溶存酸素	(DO)	5 mg/ℓ以上	5 mg/ℓ以上	—
6	全窒素濃度	(T-N)	1 mg/ℓ以下	4 mg/ℓ以下	—
7	アンモニア性窒素	(NH <sub>4</sub> -N)	—	2 mg/ℓ以下	—
8	電気伝導度(率)	(EC)	0.3 mS/cm以下	1 mS/cm以下	—
9	塩素イオン	(Cl <sup>-</sup> )	—	500～700 mg/ℓ以下	—
10	重金属	ヒ素	(As)	0.05mg/ℓ以下	—
11		亜鉛	(Zn)	0.5 mg/ℓ以下	—
12		銅	(Cu)	0.02 mg/ℓ以下	—
13	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (スルホン酸型陰イオン界面活性剤)	(ABS)	—	5 mg/ℓ以下	—

窒素については、東京都農業試験場が窒素濃度と水稻生育収量との関係を、またCODについては、愛知県農業試験場がCODと水稻被害率の関係について、それぞれ以下に示すものを報告している。

用水の窒素濃度と水稻生育収量の関係

T-N	生育収量への影響
1mg/ℓ以下	まったくなし
1～3mg/ℓ	やや過繁茂
3～5mg/ℓ	過繁茂, ときに収量減
5～10mg/ℓ	収量減
10mg/ℓ以上	収量激減

[東京都農業試験場 1967年]

CODと水稻被害率との関係

COD	被害率 (%)
5.6 mg/ℓ以下	0
5.6～8.2 mg/ℓ	0～5
8.2～15.0 mg/ℓ	5～10
15.0～20.0 mg/ℓ	10～12

[愛知県農業試験場 1964年]

# 産業廃棄物の分析基本料金表

埋立処分 A 燃えがら、ばいじん、鉍さい及びこれらの処理物

B 汚泥及び汚泥の処理物

海洋投入処分 C 非水溶性無機性汚泥（赤泥、建設汚泥）

油分を含むものは、溶出液1ℓ当たり15mg/ℓ以下で、海面に油膜が生じないものであること

D 該当施設から生ずるもの： 有機性汚泥

油分を含むものは、溶出液1ℓ当たり15mg/ℓ以下で、海面に油膜が生じないものであること

E 該当施設から生ずるもの： 廃酸・廃アルカリ

油分を含むものは、試料1ℓ当たり15mg以下で、海面に油膜が生じないものであること

該当施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

別表第3の2の第1項 参照

## 【産業廃棄物】

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

## 【海洋汚染廃棄物】

海洋汚染及び海上災害防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）

項目	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準					料金 (税抜価格)		
	埋立処分		海洋投入処分					
	A 溶出 (mg/ℓ)	B 溶出 (mg/ℓ)	C 溶出 (mg/ℓ)	D 含有 (mg/kg)	E 含有 (mg/ℓ)			
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	
2	水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.0005	0.025	0.025	—	
3	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.003	0.03	0.03	—	
4	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.01	1	1	—	
5	有機リン化合物	—	1	検出されないこと	1	1	—	
6	六価クロム化合物	1.5	1.5	0.05	0.5	0.5	—	
7	ヒ素又はその化合物	0.3	0.3	0.01	0.15	0.15	—	
8	シアン化合物	—	1	検出されないこと	1	1	—	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 <sup>*1</sup>	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	—	
10	トリクロロエチレン	—	0.1	0.01	0.1	0.1	—	基本1項目 — 追加1項目につき — — 11項目 —
11	テトラクロロエチレン	—	0.1	0.01	0.1	0.1	—	
12	ジクロロメタン	—	0.2	0.02	0.2	0.2	—	
13	四塩化炭素	—	0.02	0.002	0.02	0.02	—	
14	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.004	0.04	0.04	—	
15	1,1-ジクロロエチレン	—	1	0.1	1	1	—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.04	0.4	0.4	—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	1	3	3	—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.006	0.06	0.06	—	
19	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.002	0.02	0.02	—	
20	ベンゼン	—	0.1	0.01	0.1	0.1	—	
21	チウラム	—	0.06	0.006	0.06	0.06	—	
22	シマジン	—	0.03	0.003	0.03	0.03	—	
23	チオベンカルブ	—	0.2	0.02	0.2	0.2	—	
24	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.01	0.1	0.1	—	
25	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	—	
26	有機塩素化合物	—	—	1	4	4	—	
27	銅又はその化合物	—	—	0.14	10	10	—	
28	亜鉛又はその化合物	—	—	0.8	20	20	—	
29	フッ化物	—	—	3	15	15	—	
30	バリウム又はその化合物	—	—	0.25	2.5	2.5	—	
31	クロム又はその化合物	—	—	0.2	2	2	—	
32	ニッケル又はその化合物	—	—	0.12	1.2	1.2	—	
33	バナジウム又はその化合物	—	—	0.15	1.5	1.5	—	
34	フェノール類	—	—	0.2	20	20	—	
合計		—	—	—	—	—	—	
前処理費		¥ — ～ ¥ — (税抜価格)項目数により変動する						

\*1：PCB処理物のみ適用



# 土壌の分析試験基本料金表

## 【土壌の汚染に係る環境基準】

分析項目		環境上の条件	料金 (税抜価格)	
1	カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	—	
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	—	
3	有機燐	検液中に検出されないこと。	—	
4	鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	—	
5	六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	—	
6	砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	—	
7	総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	—	
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	—	
9	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。	—	
10	銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	—	
11	ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	—	基本1項目 — 追加1項目につき — 12項目 —
12	四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	—	
13	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	—	
14	1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。	—	
15	1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	—	
16	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	—	
17	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	—	
18	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	—	
19	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	—	
20	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	—	
21	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	—	
22	クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	—	
23	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	—	
24	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	—	
25	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	—	
26	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	—	
27	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	—	
28	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	—	
29	1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	—	
合 計			—	
前処理費		¥ — ～ ¥ — (税抜価格) 項目数により変動する		

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号・平成31年3月20日環境省告示第48号改正現在）

### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## 【土壌汚染対策法に係る調査物質】

土壌汚染対策法(公布:平成14年5月29日法律第53号・平成29年6月2日法律第45号改正現在)

土壌汚染対策法施行令(平成14年11月13日政令第336号・平成30年9月28日政令第283号改正現在)

### 第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)

分析項目		分類	基準値	料金 (税抜価格)	
1	四塩化炭素	地下水調査	0.002 mg/l以下	—	基本1項目 — 追加1項目につき — 12項目 —
2	1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/l以下	—	
3	1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/l以下	—	
4	1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l以下	—	
5	1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/l以下	—	
6	ジクロロメタン		0.02 mg/l以下	—	
7	テトラクロロエチレン		0.01 mg/l以下	—	
8	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l以下	—	
9	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/l以下	—	
10	トリクロロエチレン		0.03 mg/l以下	—	
11	ベンゼン		0.01 mg/l以下	—	
12	クロロエチレン		0.002 mg/l以下	—	
合計			—		
上記基準値及び料金は地下水における水質検査のものとする。土壌ガス調査の場合は別途相談とする。					

土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第16号・平成31年 1月30日環境省告示第10号改地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第17号・平成31年 3月20日環境省告示第49号改正現在)

### 第二種特定有害物質(重金属等)

分析項目		分類	基準値	料金 (税抜価格)	
1	カドミウム及びその化合物 (Cd)	土壌含有量調査	150 mg/kg以下	—	
2	六価クロム化合物 (Cr <sup>6+</sup> )		250 mg/kg以下	—	
3	シアン化合物 (CN)		50 mg/kg以下	—	
4	水銀及びその化合物 (Hg)		15 mg/kg以下	—	
5	セレン及びその化合物 (Se)		150 mg/kg以下	—	
6	鉛及びその化合物 (Pb)		150 mg/kg以下	—	
7	砒素及びその化合物 (As)		150 mg/kg以下	—	
8	ふっ素及びその化合物 (F)		4000 mg/kg以下	—	
9	ほう素及びその化合物 (B)		4000 mg/kg以下	—	
合計			—		
前処理費			¥ — ~ ¥ — (税抜価格)項目数により変動する		

分析項目		分類	基準値	料金 (税抜価格)	
1	カドミウム及びその化合物 (Cd)	土壌溶出量調査	0.01 mg/l以下	—	
2	六価クロム化合物 (Cr <sup>6+</sup> )		0.05 mg/l以下	—	
3	シアン化合物 (CN)		検出されないこと	—	
4	水銀及びその化合物 (Hg)		0.0005 mg/l以下	—	
5	アルキル水銀 (R-Hg)		検出されないこと	—	
6	セレン及びその化合物 (Se)		0.01 mg/l以下	—	
7	鉛及びその化合物 (Pb)		0.01 mg/l以下	—	
8	砒素及びその化合物 (As)		0.01 mg/l以下	—	
9	ふっ素及びその化合物 (F)		0.8 mg/l以下	—	
10	ほう素及びその化合物 (B)		1 mg/l以下	—	
合計			—		
前処理費			¥ — ~ ¥ — (税抜価格)項目数により変動する		

土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号・平成31年 3月20日環境省告示第50号改正現在)  
土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号・平成31年 3月20日環境省告示第51号改正現在)

第三種特定有害物質(農薬等)

分析項目		分類	基準値	料金 (税抜価格)
1	シマジン	土 壌 溶 出 量 調 査	0.003 mg/l以下	—
2	チオベンカルブ		0.02 mg/l以下	—
3	チウラム		0.006 mg/l以下	—
4	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	—
5	有機りん化合物 (O-P)		検出されないこと	—
合 計				—
前処理費		¥ — ～ ¥ — (税抜価格)項目数により変動する		

土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号・平成31年 3月20日環境省告示第50号改正現在)

# 【セメント系固化材改良土の六価クロム溶出試験】

「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」の一部変更について(平成13年4月20日)

六 価 ク ロ ム 溶 出 試 験 (Cr <sup>6+</sup> )	基 準 値	料 金 ( 税 抜 価 格 )
試験方法1, 2, 4, 5 環境庁告示第46号溶出試験	0.05 mg/ℓ以下	—
試験方法3, 6 タンクリーチング試験	0.05 mg/ℓ以下	—

## 試験の種類及び方法

### 1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合は試験

本試験では原地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。

#### 1－(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下「試験方法1」という）

環境庁告示46号の溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した2mm以下の土壌を用いて6時間連続振とうした後、六価クロム溶出量を測定する方法である。この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。

#### 1－(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下「試験方法2」という）

改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

#### 1－(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下「試験方法3」という）

タンクリーチング試験は、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である。この試験は、改良土量が5,000m<sup>3</sup>程度以上または改良体本数が500本程度以上の改良工事のみを対象に、上記1－(2)で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

#### 1－(4) 試験方法2及び3の実施を要しない場合

「試験方法1」で六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、「試験方法2及び3」を実施することを要しない。ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は、「試験方法1」の結果にかかわらず、「試験方法2及び3」を実施するものとする。

### 2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は試験

本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。

1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合

2) 過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

#### 2－(1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下「試験方法4」という）

この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発生者（以下「供給する者」という）が実施し、利用者（以下「施工する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発生者から試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示46号溶出試験の方法は1－(1)と同じ。

#### 2－(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下「試験方法5」という）

1－(2)と同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

#### 2－(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下「試験方法6」という）

1－(3)と同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

# 水底土砂溶出試験基本料金表

項 目			基 準 値	料 金 (税抜価格)	
1	アルキル水銀化合物	(R-Hg)	検出されないこと	—	
2	水銀又はその化合物	(Hg)	0.005 mg/l以下	—	
3	カドミウム又はその化合物	(Cd)	0.1 mg/l以下	—	
4	鉛又はその化合物	(Pb)	0.1 mg/l以下	—	
5	有機リン化合物	(O-P)	1 mg/l以下	—	
6	六価クロム化合物	(Cr <sup>6+</sup> )	0.5 mg/l以下	—	
7	ヒ素又はその化合物	(As)	0.1 mg/l以下	—	
8	シアン化合物	(CN)	1 mg/l以下	—	
9	ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	0.003 mg/l以下	—	
10	銅又はその化合物	(Cu)	3 mg/l以下	—	
11	亜鉛又はその化合物	(Zn)	2 mg/l以下	—	
12	フッ化物	(F)	15 mg/l以下	—	
13	ベリリウム又はその化合物	(Be)	2.5 mg/l以下	—	
14	クロム又はその化合物	(Cr)	2 mg/l以下	—	
15	ニッケル又はその化合物	(Ni)	1.2 mg/l以下	—	
16	バナジウム又はその化合物	(V)	1.5 mg/l以下	—	
17	有機塩素化合物	(O-Cl)	40 mg/kg以下	—	
18	トリクロロエチレン		0.3 mg/l以下	—	基本1項目
19	テトラクロロエチレン		0.1 mg/l以下	—	—
20	ジクロロメタン		0.2 mg/l以下	—	追加1項目につき
21	四塩化炭素		0.02 mg/l以下	—	—
22	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/l以下	—	11項目
23	1,1-ジクロロエチレン		1 mg/l以下	—	—
24	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/l以下	—	
25	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/l以下	—	
26	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/l以下	—	
27	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/l以下	—	
28	ベンゼン		0.1 mg/l以下	—	
29	チウラム		0.06 mg/l以下	—	
30	シマジン		0.03 mg/l以下	—	
31	チオベンカルブ		0.2 mg/l以下	—	
32	セレン又はその化合物	(Se)	0.1 mg/l以下	—	
33	1,4-ジオキサン		0.5 mg/l以下	—	
合 計				—	
前処理費			¥ — ～ ¥ — (税抜価格)項目数により変動する		

※ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年6月22日政令第201号・令和元年12月25日政令第208号改正現在）

ダイオキシン類	10 pg-TEQ/l以下	—
---------	---------------	---

※ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令による

# 水底土砂含有量試験基本料金表

項 目		暫定除去基準	料 金 (税抜価格)	項 目		料 金 (税抜価格)
1	アルキル水銀化合物	-	—	1	pH 水素イオン濃度(遠心分離液)	—
2	水銀又はその化合物	25mg/kg 以下※	—	2	COD <sub>sed</sub> 化学的酸素要求量	—
3	カドミウム又はその化合物	-	—	3	IL 強熱減量	—
4	鉛又はその化合物	-	—	4	T-S 硫化物	—
5	有機リン化合物	-	—	5	H <sub>2</sub> O 含水率	—
6	六価クロム化合物	-	—	6	Hex ヘキサン抽出物質(ソックスレー抽出)	—
7	ヒ素又はその化合物	-	—	7	Hex 油分(溶出液 前処理費別)	—
8	シアン化合物	-	—	8	T-N 全窒素	—
9	ポリ塩化ビフェニル	10mg/kg 以下	—	9	T-P 全リン	—
10	銅又はその化合物	-	—	項 目		料 金 (税抜価格)
11	亜鉛又はその化合物	-	—	前処理費 (分析項目数により変動する)		¥ —
12	フッ化物	-	—			
13	トリクロロエチレン	-	—	基本1項目		¥ —
14	テトラクロロエチレン	-	—	—		
15	ジクロロメタン	-	—	追加1項目につき		
16	四塩化炭素	-	—	—		
17	1,2-ジクロロエタン	-	—	11項目		
18	1,1-ジクロロエチレン	-	—	—		
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	—			
20	1,1,1-トリクロロエタン	-	—			
21	1,1,2-トリクロロエタン	-	—			
22	1,3-ジクロロプロペン	-	—			
23	ベンゼン	-	—			
24	チウラム	-	—			
25	シマジン	-	—			
26	チオベンカルブ	-	—			
27	セレン又はその化合物	-	—			
28	1,4-ジオキサソ	-	—			
ダイオキシン類		150pg- TEQ/g以下	—			

※水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \times \frac{\Delta H}{J} \times \frac{1}{S} (ppm)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差}(m) \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1)平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅}(m) \times \frac{12 \times 60(\text{分})}{\text{平均周期}(\text{分})}$$

(2)溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3)安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- 1)漁業が行われていない水域においては、10とする。
- 2)漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
- 3)2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。

※ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準  
(平成11年12月27日環境庁告示第68号・平成21年3月31日環境省告示第11号改正現在)

# ゴルフ場農薬の分析基本料金表

## 【旧ゴルフ場農薬暫定指導指針】

種 類	分 析 項 目		指 針 値	料 金 (税抜価格)
1	殺虫剤	チオジカルブ	0.8 mg/l	—
2	〃	トリクロルホン (DEP)	0.05 mg/l	—
3	殺菌剤	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 mg/l	—
4	〃	ホセチル	23 mg/l	—
5	〃	ポリカーバメート	0.3 mg/l	—
6	除草剤	トリクロピル	0.06 mg/l	—
7	殺虫剤	イソキサチオン	0.08 mg/l	基本料金 ¥ — 但し1項目追加ごとに ¥ —
8	〃	クロルピリホス	0.02 mg/l	
9	〃	ダイアジノン	0.05 mg/l	
10	〃	フェニトロチオン (MEP)	0.03 mg/l	
11	殺菌剤	イプロジオン	3 mg/l	
12	〃	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04 mg/l	
13	〃	キャプタン	3 mg/l	
14	〃	クロロタロニル (TPN)	0.4 mg/l	
15	〃	クロロネブ	0.5 mg/l	
16	〃	トルクロホスメチル	2 mg/l	
17	〃	プロピコナゾール	0.5 mg/l	
18	除草剤	シマジン (CAT)	0.03 mg/l	
19	〃	ナプロバミド	0.3 mg/l	
20	〃	プロピザミド	0.5 mg/l	
21	〃	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1 mg/l	
22	殺菌剤	オキシム銅 (有機銅)	0.4 mg/l	基本料金 ¥ — 但し1項目追加ごとに ¥ —
23	〃	チウラム (チラム)	0.2 mg/l	
24	除草剤	アシュラム	2 mg/l	
25	〃	シデュロン	3 mg/l	
26	〃	フラザスルフロン	0.3 mg/l	
27	殺虫剤	ペルメトリン	1 mg/l	—
28	〃	ベンスルタップ	0.9 mg/l	
29	殺菌剤	ジフェノコナゾール	0.3 mg/l	
30	〃	シプロコナゾール	0.3 mg/l	
31	〃	チオファネートメチル	3 mg/l	
32	〃	チフルザミド	0.5 mg/l	
33	〃	テトラコナゾール	0.1 mg/l	
34	〃	トリフルミゾール	0.5 mg/l	
35	〃	バリダマイシン	12 mg/l	
36	〃	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1 mg/l	
37	〃	ベノミル	0.2 mg/l	
38	〃	ボスカリド	1.1 mg/l	
39	除草剤	エトキシスルフロン	1 mg/l	
40	〃	シクロスルフアムロン	0.8 mg/l	
41	〃	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 mg/l	
42	植物成長調整剤	トリネキサバックエチル	0.15 mg/l	

(注)表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

(平成2年5月24日環水土第77号水質保全局長通知・平成25年 6月18日環水大土発第 1306181号改正・平成29年3月9日に廃止)

## 鉱泉等の分析基本料金表

項 目			基 準 値		料 金 (税抜価格)
			鉱泉（温泉法による）	療養泉	
1	溶存物質総量		1000mg/kg以上	1000mg/kg以上	—
2	遊離二酸化炭素	(CO <sub>2</sub> )	250mg/kg以上	1000mg/kg以上	—
3	リチウムイオン	(Li <sup>+</sup> )	1mg/kg以上	-	—
4	ストロンチウムイオン	(Sr <sup>2+</sup> )	10mg/kg以上	-	—
5	バリウムイオン	(Ba <sup>2+</sup> )	5mg/kg以上	-	—
6	総鉄イオン	(Fe <sup>2+</sup> +Fe <sup>3+</sup> )	10mg/kg以上	20mg/kg以上	—
7	マンガン(Ⅱ)イオン	(Mn <sup>2+</sup> )	10mg/kg以上	-	—
8	水素イオン	(H <sup>+</sup> )	1mg/kg以上	1mg/kg以上	—
9	臭化物イオン	(Br <sup>-</sup> )	5mg/kg以上	-	—
10	ヨウ化物イオン	(I <sup>-</sup> )	1mg/kg以上	10mg/kg以上	—
11	ふっ化物イオン	(F <sup>-</sup> )	2mg/kg以上	-	—
12	ヒ酸水素イオン	(HAsO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	1.3mg/kg以上	-	—
13	メタ亜ヒ酸	(HAsO <sub>2</sub> )	1mg/kg以上	-	—
14	総硫黄	(S)	1mg/kg以上	2mg/kg以上	—
15	メタほう酸	(HBO <sub>2</sub> )	5mg/kg以上	-	—
16	メタけい酸	(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	50mg/kg以上	-	—
17	炭酸水素ナトリウム	(NaHCO <sub>3</sub> )	340mg/kg以上	-	—
18	ラドン	(Rn)	20×10 <sup>-10</sup> Ci=74 Bq /kg以上	30×10 <sup>-10</sup> Ci=111 Bq /kg以上	
19	ラジウム塩	(Raとして)	1×10 <sup>-8</sup> mg/kg以上	-	

温泉法(昭和23年7月10日法律第125号・平成23年8月30日法律第105号改正現在)

鉱泉分析法指針(平成26年7月1日 環境省自然環境局)



# ダイオキシン類

## 【環境基準】

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第15号・平成26年6月18日法律第72号改正現在）  
ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準  
（平成11年12月27日環境庁告示第68号・平成21年3月31日環境省告示第11号改正現在）

媒 体	基 準 値	
大気	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1	pg-TEQ/l以下
水底の底質	150	pg-TEQ/g以下
土壌	1000	pg-TEQ/g以下

### 備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（注）ダイオキシン類の分析測定費用は別途相談の上決定します。

# ダイオキシン類に係る各種基準

## 1 排出基準(廃棄物焼却炉関係)

### (1) 大気排出基準

・対象施設: 廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上)

・基準値:

焼却能力	新設施設の排出基準		既設施設の排出基準		
	(H12. 1. 15～)		H13. 1. 15～H14. 11. 30	H14. 12. 1～	
4t/h以上	0.1	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	80	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup>
2～4t/h以上	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup>		5	ng-TEQ/m <sup>3</sup>
2t/h未満	5	ng-TEQ/m <sup>3</sup>		10	ng-TEQ/m <sup>3</sup>

\*従前の廃棄物処理法の基準は適用(処理能力200kg/時以上に限る。)

・排出ガスの測定: 年1回以上

### (2) 水質排出基準

・対象施設: 廃ガス洗浄施設  
 湿式集塵施設  
 灰の貯留施設(汚水又は廃液を排出するもの)

・基準値:

新設施設の排出基準		既設施設の排出基準		
(H12. 1. 15～)		H13. 1. 15～H15. 1. 14	H15. 1. 15～	
10	pg-TEQ/l	50	10	pg-TEQ/l

・排出水の測定: 年1回以上

## 2 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

・対象物: ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻  
 排ガス洗浄施設汚泥  
 これらの廃棄物を処分するために処理したもの

・基準値:

新設施設の排出基準		既設施設の排出基準		
(H12. 1. 15～)		～H14. 11. 30	H14. 12. 1～	
3	ng-TEQ/g	基準値の適用を猶予	3	ng-TEQ/g*

\*セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準を適用しない。

・ばいじん及び焼却炉その他燃え殻の測定: 排出ガス、排出水の測定に併せて測定

### 3 廃棄物最終処分場の維持管理基準

・対象施設：一般廃棄物最終処分場及び管理型の産業廃棄物最終処分場

・処分場周縁地下水の測定

・電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合、ダイオキシン類濃度を測定、その結果により、生活環境保全上必要な措置

・基準値：

新設施設の排出基準	既設施設の排出基準	
(H12. 1. 15～)	～H13. 1. 14	H13. 1. 15～
10 pg-TEQ/ℓ	基準値の適用を猶予	10 pg-TEQ/ℓ

・放流水の測定：年1回以上

### 4 ダイオキシン類を含む水底土砂に係る判定基準

・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令による

・基準値：

判定基準
(H15. 10. 1～)
検液1リットルにつき 10pg-TEQ 以下 (溶出液 10pg-TEQ/l 以下)

### 5 作業環境測定の管理濃度

・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱による

・基準値：

管理濃度
2.5pg-TEQ/m <sup>3</sup>

## 水生生物の基本料金表

### 【海洋生物の基本料金表】

分 析 項 目		料 金 (税抜価格)
1	植物プランクトン	—
2	動物プランクトン	—
3	原生動物	—
4	底生生物(マクロベントス)	—
5	底生生物(メイオベントス)	—
6	潮間帯生物	—
7	魚卵・稚仔	—
8	海藻類	—
9	葉上生物	—
10	魚類食性(胃内容物)	—
11	魚類年齢査定	—
12	クロロフィルa(b,c)	—
13	フェオフィチンa	—

### 【陸水生物の基本料金表】

分 析 項 目		料 金 (税抜価格)
1	植物プランクトン	—
2	動物プランクトン	—
3	原生動物	—
4	底生生物(水生昆虫)定量	—
5	底生生物(水生昆虫)定性	—
6	付着藻類	—
7	魚類食性(胃内容物)	—
8	魚類年齢査定	—
9	クロロフィルa(b,c)	—
10	フェオフィチンa	—

# 試料採取料金

試料採取の料金は下記の方法により積算する。

$$\text{試料採取料金} = \text{現地作業費} + \text{諸経費} + \text{消費税}$$

## 1. 現地作業費

現地作業費は、次の式により積算する。

$$\text{現地作業費} = \text{人件費} + \text{交通費} + \text{雑費}$$

### 1) 人件費

人件費は、表1により決定し現地作業に要する時間により積算する。

表1 日額人件費単価表

技術者種別	日額単価	技術者ランク
主任試験技師	—	経験年数18年以上(大卒)
試験技師	—	経験年数13年以上(大卒)
試験技師補	—	経験年数8年以上(大卒)
試験助手	—	経験年数5年以上(大卒)
試験補助員	—	経験年数1年以上(大卒)

※ 日額単価は変更する場合があります。

### 2) 交通費

交通費は、会社から現地までの往復（車による）に要する時間を考慮して次式により積算する。

$$\text{交通費} = \text{— 円} \times \text{時間（往復）}$$

### 3) 雑費

雑費は、人件費と交通費の合計の3%とし、次式により積算する。

$$\text{雑費} = (\text{人件費} + \text{交通費}) \times 0.03$$

## 2. 諸経費

諸経費は全体の金額の45%とする。

# 大気悪臭等分析・測定料金

ボイラー等の排出ガス、大気中の悪臭物質及び環境大気の実態分析・測定料金は下記の方法により積算する。

$$\text{分析・測定料金} = \text{現地測定費} + \text{分析費} + \text{結果書作成費} + \text{諸経費} + \text{消費税}$$

## 1. 現地作業費

現地作業費は、次の式により積算する。

$$\text{現地作業費} = \text{人件費} + \text{交通費} + \text{雑費}$$

### 1) 人件費

人件費は、表1により決定し現地作業に要する時間により積算する。

表1 日額人件費単価表

技 術 者 種 別	日 額 単 価	技 術 者 ラ ン ク
主 任 技 師	—	経験年数18年以上(大卒)
技 師	—	経験年数13年以上(大卒)
技 師 補	—	経験年数 8年以上(大卒)
助 手	—	経験年数 5年以上(大卒)
補 助 員	—	経験年数 1年以上(大卒)

※ 日額単価は変更する場合があります。

### 2) 交通費

交通費は、会社から現地までの往復（車による）に要する時間を考慮して次式により積算する。

$$\text{交通費} = \text{— 円} \times \text{時間（往復）}$$

### 3) 雑費

雑費は、人件費と交通費の合計の3%とし、次式により積算する。

$$\text{雑費} = (\text{人件費} + \text{交通費}) \times 0.03$$

## 2. 分析費

分析費は、表2～4により積算する。なお、表に掲載されていない項目については協議の上決定する。

表2 分析項目単価表（排出ガスの分析）

分 析 項 目			単 価 (税抜価格)
1	排ガス温度	排ガス流量	—
2	流速		—
3	ガス組成		—
4	水分量		—
5	ばいじん	(ダスト)	—
6	硫黄酸化物	(SO <sub>x</sub> )	—
7	窒素酸化物	(NO <sub>x</sub> )	—
8	塩化水素	(HCl)	—
9	カドミウム及びその化合物	(Cd)	—
10	塩素	(Cl)	—
11	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	(F)	—
12	鉛及びその化合物	(Pb)	—
13	シアン化水素及びその他シアン化合物	(HCN)	—
14	ホルムアルデヒド	(HCHO)	—
15	硫化水素	(H <sub>2</sub> S)	—
16	二硫化炭素	(CS <sub>2</sub> )	—
17	ホスゲン	(COCl <sub>2</sub> )	—
18	臭素	(Br)	—
19	六価クロム	(Cr <sup>6+</sup> )	—
20	タール状物質		—
21	水銀(粒子状及びガス状)	(Hg)	—

表3-1 分析項目単価表（悪臭物質の分析）

分析項目		許 可 限 度			単 価 (税抜価格)	セット料金 (税抜価格)
		A 地 域	B 地 域	C 地 域		
1	アンモニア	1 ppm	2 ppm	5 ppm	—	—
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm	基本	—
3	硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm	0.2 ppm	—	
4	硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm	0.2 ppm	追加1項目	
5	二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm	0.1 ppm	—	
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm	0.07 ppm	—	—
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm	基本	—
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm	—	
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm	0.08 ppm	追加1項目	
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm	—	
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm	0.05 ppm	—	
12	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm	0.01 ppm	—	
13	イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm	20 ppm	基本	—
14	酢酸エチル	3 ppm	7 ppm	20 ppm	—	
15	メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm	6 ppm	追加1項目	
16	トルエン	10 ppm	30 ppm	60 ppm	—	
17	スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm	2 ppm	—	
18	キシレン	1 ppm	2 ppm	5 ppm	—	
19	プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm	基本	—
20	ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm	0.006 ppm	—	
21	ノルマル吉草酸	0.0009ppm	0.002 ppm	0.004 ppm	追加1項目	
22	イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm	—	
2 2 項目セット料金						—

備考

「A地域」、「B地域」、「C地域」とは、それぞれ悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定に関する告示（昭和48年山口県告示第397号）の別図の淡緑色で着色した部分の地域、桃色で着色した部分の地域及び黄色で着色した部分の地域をいう。

表3-2 臭気分析単価表（敷地境界及び発生源）

分析項目	単 価 (税抜価格)
臭気指数(三点比較臭袋法)	—

表3-3 臭気分析単価表（排水）

分析項目	単 価 (税抜価格)
臭気指数(三点比較式プラスコ法)	—



表4 分析項目単価表（環境大気の分析）

分 析 項 目		単 価 (税抜価格)
1	降下ばいじん	—
2	亜硫酸ガス	—
3	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	—
4	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	—
5	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	—
6	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	—
7	浮遊粒子状物質 (SPM)	—
8	炭化水素	—
9	一酸化炭素 (CO)	—

### 3. 結果書作成費

結果書作成費は、分析費の30%とする。

$$\text{結果書作成費} = \text{分析費} \times 0.3$$

### 4. 諸経費

諸経費は、現地測定費と結果書作成費の合計の45%とする。

$$\text{諸経費} = (\text{現地測定費} + \text{結果書作成費}) \times 0.45$$

[参考資料]

## 大気汚染に係る環境基準

### 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

#### 備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることにならないよう努めるものとする。

光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

### 2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H13.4.20告示)	

#### 備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

### 3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

#### 備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

### 4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

#### 備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 $\mu$ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 5 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。 (S51.8.13通知)

# 騒音・振動測定料金積算表

騒音・振動測定の料金は下記の方法により積算する。

$$\text{騒音・振動測定料金} = \text{計画} + \text{現地測定費} + \text{資料整理} + \text{機械損料} + \text{諸経費} + \text{消費税}$$

## 1. 計画

計画は、測定に関する準備等を含むものとし、表1により積算する。

表1 計画人件費

技術者種別	1作業当たり	備考
技 師	1.0 人	1作業とは、現地測定の全体をいい、予測業務の場合は別に計上する。
技 師 補	1.0 人	

## 2. 現地測定費

現地測定費は、次の式により積算する。

$$\text{現地測定費} = \text{人件費} + \text{交通費} + \text{雑費}$$

### 1) 人件費

人件費は、表2により決定し測定に要する時間により積算する。

表2 現地測定人件費

技術者種別	1測定1日当たり	備考
技 師 補	1.0 人	1測点とは、集中管理のできる範囲の測定点をいう。また、1測点追加ごとに1人を追加する。
助 手	1.0 人	

表3 日額人件費単価表

技術者種別	日額単価	技術者ランク
主任技師	—	経験年数18年以上(大卒)
技師	—	経験年数13年以上(大卒)
技師補	—	経験年数8年以上(大卒)
助手	—	経験年数5年以上(大卒)
補助員	—	経験年数1年以上(大卒)

※ 日額単価は変更する場合があります。

2) 交通費

交通費は、会社から現地までの往復（車による）に要する時間を考慮して次式により積算する。

$$\text{交通費} = \text{— 円} \times \text{時間（往復）}$$

3) 雑費

雑費は、人件費と交通費の合計の3%とし、次式により積算する。

$$\text{雑費} = (\text{人件費} + \text{交通費}) \times 0.03$$

### 3. 資料整理

資料整理は、表 4 により積算する。

表 4 資料整理人件費

区 分	技術者種別	10資料当たり
レベルレコーダーを使用する場合	技師補	0.8人
レベル演算処理器を使用する場合	技師補	0.2人
周波数分析を行う場合	技師補	1.0人

#### 備考

1 資料とは 1 及び 2 の場合には 10 分間当たりの資料をいい、3 の場合には、1 地点 1 測点当たりの資料をいう。

### 4. 機械損料

機械損料は、表 5 により積算する。

表 5 機械損料

名 称	機械損料 (円・台/日)
精密騒音計	—
普通騒音計	—
振動レベル計	—
レベルレコーダー	—
レベル演算処理器	—
データレコーダー	—
周波数分析器	—

### 5. 諸経費

諸経費は全体の金額の 45% とする。

# 騒音・振動規制

## 騒音環境基準

種 別	項 目	基準値 (dB以下)		
		AA	A及びB	C
平成10年 環境庁告示64号	一般地域	AA	A及びB	C
	昼(6～22時)	50	55	60
	夜(22～6時)	40	45	50
	道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
	昼(6～22時)	60	65	
	夜(22～6時)	55	60	
	特例(幹線交通を担う道路に近接する空間)			
	昼(6～22時)	70		
夜(22～6時)	65			
昭和48年 環境庁告示154号	航空機騒音	基準値 (Lden db以下)		
	I類型	57		
	II類型	62		

## 騒音規制基準

種 別	項 目	基準値 (dB)			
		1種区域	2種区域	3種区域	4種区域
昭和43年 厚・農・通・運告示1号	時間の区分／区域の区分				
	昼間	45～50	50～60	60～65	65～70
	朝・夕	40～45	45～50	55～65	60～70
	夜間	40～45	40～50	50～55	55～65
昭和43年 厚・建告示1号	特定建設作業	85 敷地境界			
平成12年 総理府令第15号	区域の区分と用途地域	昼間(6～22時)		夜間(22～6時)	
	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65		55	
	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70		65	
	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75		70	

## 振動規制基準

種 別	項 目	基準値 (dB)	
		1種区域	2種区域
昭和51年 環境庁告示90号	時間の区分／区域の区分	1種区域	2種区域
	昼間	60～65	65～70
	夜間	55～60	60～65
昭和51年 総理府令58号	特定建設作業	75	
道路 昭和51年 総理府令58号	地域	1種区域	2種区域
	昼(8～19時)	65	70
	夜(19～8時)	60	65



# 作業環境測定基本料金表

労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号・平成26年8月20日政令第288号改正現在)

## 1. 測定料金

作業環境の種類 (測定法別表)	測定項目	測定方法	基本料金(税抜価格) (円/点)	備考
第1号 (粉じん関係)	粉じん	相対濃度指示法	—	
		重量法	—	
	遊離ケイ酸	りん酸法	—	
	石綿	計数法	—	
第3号 (特定化学物質関係)	ホルムアルデヒド	検知管法	—	
		機器分析法	—	
	エチレンオキサイド	検知管法	—	
	その他 (金属関係除く)	検知管法	—	
機器分析法		—		
第4号 (金属関係)	鉛・特定化学物質	機器分析法	—	
第5号 (有機溶剤関係)	有機溶剤	検知管法	—	
		機器分析法	—	
その他	デザイン	作業環境測定法準拠	—	1単位作業場所につき
	報告書	基発第85号「作業環境測定の記録のモデル様式」準拠	—	1単位作業場所につき

(1) 点とは、測定点数を示す。

(2) デザイン料は、新規契約および作業形態に著しい変化があった時に限って加算する。

(3) 上記表示料金は、消費税を含まない。

## 2. 特別料金

同一委託事業所で2回以上継続して測定する場合は、上記料金の10%以内で割引する。割引の比率は、内規で決める。

## 3. 交通費

測定、サンプリングのための交通費は、会社から現地までの往復(車による)に要する時間を考慮して次式より積算する。

$$\text{交通費} = \text{— 円} \times \text{時間(往復)}$$

元素記号索引(イオンも含む。ABC順。)

元素記号	日本語名	掲載ページ
Ag	銀	23
Al	アルミニウム	23,26
As	ヒ素	10,20,22,26,30,32,35,36,38,40,41,42,45,46
B	ホウ素	10,20,22,25,26,32,36,41,42
Ba	バリウム	23,48
Be	ベリリウム	23,40,45
Br	臭素	48,55
Ca	カルシウム	23
Cd	カドミウム	10,20,22,26,30,32,35,36,40,41,42,45,46,55
Cl	塩素	25,26,27,28,29,30,35,38,55
Co	コバルト	23
Cr	クロム	21,22,23,36,40,45
Cr <sup>6+</sup>	六価クロム	10,20,22,26,30,32,35,36,40,41,42,44,45,46,55
Cu	銅	21,22,26,27,30,36,38,40,41,45,46
F	フッ素	10,20,22,26,30,32,36,42,45,48,55
Fe	鉄	23,26,27,29,30,48
H <sup>+</sup>	水素イオン	48
Hg	水銀	10,20,22,26,30,32,35,36,40,41,42,45,46,55
I	ヨウ素	48
K	カリウム	23
Li	リチウム	23,48
Mg	マグネシウム	23
Mn	マンガン	23,26,30,48
Mo	モリブデン	23
N	窒素	1,21,22,23,36,38,46
Na	ナトリウム	23,26
Ni	ニッケル	23,40,45
P	リン	1,21,22,23,36,46
Pb	鉛	10,20,22,26,27,30,32,35,36,40,41,42,45,46,55
S	硫黄	25,48
Sb	アンチモン	23
Se	セレン	10,20,22,26,32,35,36,40,41,42,45,46
Sn	スズ	23
Sr	ストロンチウム	23,48
V	バナジウム	23,40,45
Zn	亜鉛	1,21,22,26,27,30,36,38,40,45,46

化学記号等索引(代表的なもの)

	日本語名	化学記号等	掲載ページ
あ	亜硝酸態窒素	NO <sub>2</sub> <sup>-</sup>	23,26,27,28,29,30
	アルキル水銀	R-Hg	10,20,22,32,35,36,40,41,42,45,46
	アンモニア	NH <sub>3</sub>	23,56
	アンモニア性窒素	NH <sub>4</sub> -N	38
い	硫黄酸化物	SO <sub>x</sub>	55,57
	一酸化炭素	CO	57
え	塩化水素	HCl	55
か	化学的酸素要求量	COD	1,21,25,33,36,38,46
	活性汚泥浮遊物質量	MLSS	25
	活性汚泥有機性浮遊物質量	MLVSS	25
	活性汚泥溶存酸素	MLDO	25
き	強熱減量	IL (Ig.Loss)	24,46
こ	五酸化リン	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	掲載なし
さ	酸化アルミニウム	Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	掲載なし
	酸化カリウム	K <sub>2</sub> O	掲載なし
	酸化カルシウム	CaO	掲載なし
	酸化鉄(Ⅲ)	Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	掲載なし
	酸化ナトリウム	Na <sub>2</sub> O	掲載なし
	酸化マグネシウム	MgO	掲載なし
	酸化マンガン(Ⅱ)(又は一酸化マンガン)	MnO	掲載なし
し	シアン	C <sub>2</sub> N <sub>2</sub>	10,20,22,26,27,30,32,35,36,40,41,42,45,46
	シアン化水素	HCN	55
	四塩化炭素	CCl <sub>4</sub>	10,20,22,26,32,35,36,40,41,42,45,46
	硝酸態窒素	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	10,20,22,23,26,27,28,29,30,32,36
	シリカ	SiO <sub>2</sub>	23
す	水素イオン濃度	pH	1,21,22,26,27,28,29,30,36,38,46
せ	生物化学的酸素要求量	BOD	1,21,22,36,38
	全有機炭素	TOC	25,26,27,28,29,30
た	炭酸イオン	CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup>	25
	炭酸水素イオン	HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	25
ち	窒素酸化物	NO <sub>x</sub>	55,57
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	LAS	1
に	二酸化硫黄	SO <sub>2</sub>	57
	二酸化ケイ素	SiO <sub>2</sub>	掲載なし
	二酸化チタン	TiO <sub>2</sub>	掲載なし
	二酸化窒素	NO <sub>2</sub>	57
ひ	微小粒子状物質	PM <sub>2.5</sub>	59
ふ	浮遊物質量	SS	1,21,22,24,36,38
	浮遊粒子状物質	SPM	57
ほ	ポリ塩化ビフェニル	PCB	10,20,22,32,35,36,40,41,43,45,46
ゆ	有機態窒素	O-N	23
	有機リン	O-P	20,22,30,36,40,41,43,45,46
	遊離二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	48
よ	溶解性鉄	S-Fe	21,22,23,36
	溶解性マンガン	S-Mn	21,22,23,36
	溶存酸素量	DO	1,38
	溶存有機炭素	DOC	25
り	硫化水素	H <sub>2</sub> S	55,56
	硫化物	T-S	46
	硫酸イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	25
	リン酸イオン	PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup>	23
	リン酸態リン	PO <sub>4</sub> -P	掲載なし